

# 中之口西小学校 いじめ防止基本方針

## 1 目的

いじめ防止対策推進法及び新潟市いじめ防止等のための基本的な方針を踏まえ、いじめはどの子どもにも起こりうる深刻な人権侵害であることを認識し、子どもが互いのよさを認め合い、支え合い、高め合う温かい人間関係の中で自己実現を目指して生き生きと生活し成長できるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、いじめ防止にむけた具体的、継続的、組織的な取組を推進する。

## 2 いじめ防止の方策

### (1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成25年「いじめ防止対策推進法」第2条より）

この定義より、次の4つの要件に全て当てはまる場合に、いじめと判断する。

- ① 加害者・被害者とも児童生徒である。
- ② 加害者と被害者が、一定の人間関係にある。
- ③ 加害者が被害者に心理的又は物理的な影響を与える行為を行っている。
- ④ 被害者が心身の苦痛を感じている。

具体的ないじめの態様には次のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### (2) いじめの理解

いじめは、どの児童にも、どの学級・学校でも起こりうるものである。被害者・加害者については、入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、被害者と加害者の二つの立場だけではなく、「観衆」や、いじめを見て見ぬふりをする「傍観者」が存在することも多い。そのため集団の問題として扱うことも必要である。

### (3) 学校内でのいじめ予防

- 分かる授業・できる授業や、一人一人を生かす教育活動の充実を図る。

- 年間の教育活動に「いじめ防止学習プログラム西小学校プラン」を位置付け、子どもが互いによさを認め合い、支え合い、高め合う、望ましい人間関係を築き、全校体制でいじめを生まない学校づくりに努める。
  - 必要な場合には、警察、児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。
- (4) 家庭でのいじめ防止
- 子どもの心情に寄り添い、子どもが安心、安定して過ごせるよう愛情をもって育む。
  - いじめが許されないことや 相手を尊重することの大切さを子どもにしっかりと理解させるとともに、いじめの防止等の取組を学校と連携して進める。

### 3 いじめ防止にかかわる組織

#### (1) 校内組織

##### ① 生徒指導部

- 生活指導主任を中心に、「いじめ防止学習プログラム西小学校プラン」の実施、点検及び成果の共有を進める。
- 子どもの生活アンケートと教育相談を勧め、一人一人の子どもを継続的に見取り、職員間の情報の共有を図る。

##### ② 職員会議

- 全職員で対応する。
- 隔週木曜日の職員終会で子どもの情報交換会を実施する。
- 現状を共有し、支援を行えるようにする。

##### ③ 校内いじめ対応ミーティング

- 発生したいじめに対し、迅速・適切に対処するため、1人の教員が情報を抱え込まずに、管理職への「報告・連絡・相談」をする。＜目的＞
- 管理職、生徒指導主任、当該学級担任、その他事案に関係する教職員が必要に応じて加わる。＜構成メンバー＞
- 組織として共有し、詳細な事実把握のための調査を行い、対処の方針や方法を協議する。なお、ミーティング後は、定例の情報交換会で共有し、全ての教職員がいじめの対応等にかかわれるようにする。＜役割＞
- ※ いじめに関する情報は、ミーティングでの共有にとどめず、隔週で実施する情報交換会で共有し、学校全体でいじめの問題に取り組む体制をつくる。
- ※ ミーティングの記録用紙と詳細・経過などの資料を保管し、必要に応じて外部の専門機関等との連携を図れるようにしておく。

##### ④ いじめ対策委員会

- いじめ防止等の課題について、校内外の人材がそれぞれの役割や専門性を発揮し、組織的・実効的に取り組む。＜目的＞
- 教職員、SCや社会福祉士などの心理や福祉の専門家、弁護士、精神科医、教員・警察官経験者などの地域の人材とする。＜構成メンバー＞

##### ア いじめの予防

- ・ 学校基本法に基づく組織や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正

- ・ いじめの相談・通級の窓口
- イ いじめが発生した場合
- ・ いじめに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録，共有
  - ・ いじめの問題の解決に向けた具体的な方策の検討 など

## (2) 外部機関との連携

- ① 「中学校区いじめ防止連絡協議会」
  - ・ 中学校区共通の組織
  - ・ いじめについての情報の共有と，解決に向けての取組の協議，指導や助言
- ② 「中之口地区教職員協議会」
  - ・ 総会，全体集会，校園長会での情報交換・連携
  - ・ 生徒指導部，保健部を中心とした具体的な取組
- ③ SC，SST，SSW，市教育相談センター，西蒲区教育相談室等
  - ・ 情報の共有と連携した早期対応

## 4 いじめ防止の対策

### (1) いじめ防止学習プログラム西小学校プラン

いじめ防止学習プログラム西小学校プラン				
学校行事		学 習	道 徳	特別活動
4 入学式 地域児童会 ・ 5 運動会	低	・学習のルールや進め方を理解する。 ・自分の出来ることに気付く	・身近な人に温かい心で接しようとする心を育む。	・小学校生活への適応 ・運動会や全校登山で，友だちや上級生と楽しく活動する。
	中	・楽しい学級づくりや組織づくりに進んで参加する。	・できることはやろうとする気持ちと節度ある態度を育む。	・上級生をフォローし，低学年の手本として運動会や全校登山に取り組む。
	高	・委員会活動を通して，高学年としての自覚をもって仕事をこなす	・時と場をわきまえて，礼儀正しく接しようとする心を育む。	・下級生へ配慮をもって指導し，最後まで責任をもって運動会や全校登山に取り組む。
6 全校登山 フリー学習 ・ 7 参観(道徳授業公開) プール開き 地域児童会 自然教室 修学旅行	低	・健康に気をつけて生活しようとする。	・友だち同士互いに信頼し，励まし合おうとする気持ちを育む。	・係や当番活動を通して，友だちと仲良く仕事に取り組む。
	中	・身の回りの整理整頓に心がけ，学習に取り組む。	・お互いに相手を理解し，信頼し合い友情を深めようとする態度を育む。	・上級生・下級生と協力して当番活動や縦割班活動に取り組む。
	高	・規則正しい生活習慣に気をつけ，落ち着いた態度で学習する。	・お互いに信頼し，学び合い，友だちと仲良く助け合おうとする態度を育む。	・めあてをもち，友達と協力しながら自然教室や修学旅行の活動に取り組む。
9 フリー学習 参観(学習発表会) ・ 10 マラソン大会 文化祭	低	・文化祭に向け，最後まで作品をつくる。	・良いと思ったことは，進んで行おうとする心を育む。	・苦しいことがあってもあきらめず，最後までマラソンに取り組む。
	中	・文化祭に向け，作品づくりに励み，自教室の準備・後始末を行う。	・自分でやろうとする決めたことは，粘り強くやり遂げようとする心情を育む。	・自分のめあてをもって，マラソンに取り組む。
	高	・作品づくりに励むと共に，アイデアを出し合いながら飾り付けを行う。	・自分の役割を自覚し，協力して責任を果たそうとする態度を育む。	・自分のめあてをもち，継続的に粘り強くマラソンに取り組む。
11 ・ 12 あすなる祭り	低	・友だちとのふれ合う活動を通して，誰とでも仲良くする気持ちをもつ。	・相手の立場を考えながら生活していこうとする態度を育む。	・友達や上級生と協力しながら，生活科祭りやあすなる祭りを楽しむ。
	中	・誰もが楽しめる活動を計画しながら，みんなで協力する大切さに気づく。	・相手のことを思いやり，親切にしようとする態度を育む。	・集会計画・運営を自分たちの手で協力して進める。
	高	・学級目標に今の生活を照ら	・誰に対しても差別なく，公平・	・自分たちで問題を解決しながら

			して学級の問題点を話し合い、学級の一員として自覚をもつ。	公正に振る舞う態度を育む。	工夫して集会活動に取り組む。
1 2	学習参観 縄跳び記録 会	低	・知らせたいことが分かるように発表会で順序よく話をする。	・うそやごまかしをせず、素直にのびのびと行動しようとする態度を育む。	・お世話になった6年生に、お礼の気持ちを表す。
	地域児童会 6年生を送る会	中	・相手のことを考え、発表の仕方を工夫しながら発表会で話をする。	・周りの人とかかわりを大切に、よく考え行動しようとする態度を育む。	・6年生のお礼の心をもって、六送会に向けて計画を立てる。
		高	・目的に応じて発表の仕方を工夫し、相手に伝わるように発表会で話をする。	・自分の特徴を知り、悪いところを改め、良いところを伸ばそうとする心情を育む。	・6年生のお礼の心をもって、六送会に向けて計画を立てる。リーダーとして実践する。
3	期末大清掃 卒業式	低	・学校生活を振り返る活動を通して、自分の成長を確かめる。	・正直に明るい心で元気よく生活していこうとする心情を育む。	・1年間の学級の成長をふりかえる。 ・上級生になる心の準備をする。
		中	・1年間を振り返り、自分の成長に気づき、進級への期待をもつ。	・誰に対しても真心をもって接し礼儀正しく振る舞おうとする心情を育む。	・感謝の気持ちを伝え合う。 ・上級生になる心の準備をする。
		高	・自分へのメッセージをまとめ、将来に対する考えをもつ。	・より高い目標を立て、希望と勇気をもって、努力しようとする態度を育む。	・最高学年への準備をする。 (5年) ・支えてくれた人に感謝する。 (6年)

## (2) 日常的な実態把握

生徒指導部の計画により、個々の子どもや学級を対象とした調査や教育相談、職員同士、年間を通じて家庭との情報交換を行い、いじめやいじめの兆しを見逃さない学校体制を作る。

- アンケート調査の実施。(心の健康アンケート 5月・6月・9月・11月)
- クラスの人間関係やルールの確立についての調査。(アセス 7月・12月)
- 調査に基づく教育相談の実施。(トークタイム6月・11月)
- 隔週で行う全職員による情報交換会と支援。(隔週木曜日の職員終会)
- 個別懇談会・家庭訪問。

## 5 いじめが起きたとき、いじめの兆しが見られたときの対応

### (1) いじめの認知

学校では、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を、いじめられたとする子どもの立場に立って行う。

いじめの兆しを見逃さず、子どもからの訴えがなくても早期に対応できるよう、研修等を通して職員の認識を高める。

### (2) いじめを受けた児童及びその保護者への対応

- いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織で対応する。
- 「校内いじめ対応ミーティング」を常に開催できるようにし、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図るとともに、多方面から情報を収集、整理し、全体像を把握する。
- いじめが疑われる事案について、複数の教職員によって判断する。
- いじめを受けた児童に対して、丁寧な聴き取りを行い、事実関係を明確にする。

- 児童の気持ちにより添いながら対応を一緒に考え、「絶対に守る」という姿勢を示しながら心のケアに努める。
- 学級担任や養護教諭，他の教職員が継続的に面談しケアを行う。
- 必要に応じてＳＣ等の相談員が継続的にカウンセリングを行う。
- いじめを受けた児童の保護者に対して，適切に事実を説明する。
- 周囲の児童に対しては，いじめの観衆や傍観者にならず，いじめを未然に防いだり止めさせたりするための勇気がもてるように指導する。
- 校内の組織や教職員だけでなく，保護者の理解，協力を得ながら取り組み，必要に応じて関係機関と連携して取り組む。（ＳＣ，ＳＳＴ，ＳＳＷ，教育相談センター，区教育相談室，訪問相談員，警察）
- 「中学校区いじめ防止連絡協議会」と連携した対応を行う。

### (3) いじめを行った児童及びその保護者への対応

安易な謝罪に終わらせることなく，相手の心の痛みを理解させ，自身の行為の問題点について，自覚を促す指導を行う。

- その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ，決してくり返さないよう指導する。
- 相手の心の痛みを推測させることを通して，再発防止を自ら誓うことができるようにする。
- 本人の心の弱さを受け止め，心情に寄り添いながら指導する。
- 本人の心からの反省を促し，その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出し自己決定させる。
- 保護者に対しては，いじめに係る事実をていねいに伝え，その行為の重大さを当該児童と共に認識させる。
- 解決に向けた道筋を示し，保護者の協力を求める。
- 子どもへの接し方や，補御者としての役割について，適切に指導，助言する。
- 必要に応じて，関係機関と連携して，家庭環境への支援を継続する。

### (4) その他

- いじめの対処にあたっては，収集・整理した情報及びその基となるアンケートや聞き取りメモ，また，児童生徒への指導・支援の経過や保護者への説明の記録等を確実に保管する。
- いじめへの対処の結果，いじめが「解消」したかどうかについては慎重に判断する。

※ 「解消」とは，いじめがなくなることはもちろん，再発についての心配も全くなく，しかもいじめを受けた児童の心の不安が完全に払拭された常体であると捉える。

※ 「一定程度の解消」とは，それらにわずかでも心配がある場合と捉える。

※ 再発についての心配がないとする期間は，３か月を目安とする。